令和８年度 松山市会計年度任用職員
（地域おこし協力隊員）採用試験実施要領

令和７年７月１４日

松山市の忽那諸島では、全国の離島と同様に人口流出や少子高齢化が年々進行し、基幹産業である農業の耕作放棄地の増加や、地域行事や伝統文化の担い手が不足するなど、様々な問題が生じています。
そこで、こうした問題に向き合いながら、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域の方々と一緒に活性化させることを目指し、松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用試験を次のとおり実施します。

１　試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
地域おこし協力隊員 （パートタイム会計年度任用職員）	１人程度	松山市忽那諸島 （興居島を拠点に活動） 松山市興居島支所 （松山市由良町１０４８番地の２）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

２　地域の概要

忽那諸島（人口３，８２７人：令和７年４月１日現在　住民基本台帳登録人口）

松山市の忽那諸島は、瀬戸内海国立公園の西部、松山港沖の東西約２０㎞、南北約２８㎞にわたって広がる、９つの有人島と多数の無人島からなります。島の主産業は第一次産業で、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨の気候に適した柑橘栽培や漁業が営まれています。特にまつやま農林水産物ブランド認定品である「紅まどんな」、「せとか」、「カラマンダリン」等の柑橘は、都市部の青果市場にて高値で取引されています。

活動の拠点となる興居島は、人口約９００人で、高浜港からフェリーで約１５分（西へ約２㎞）と忽那諸島の中で市内中心部から最もアクセスが良い島です。毎年１０月の秋祭りで演じられる「船踊り」（県指定無形文化財）や毎年４月２０日、２１日の２日間にわたる「島四国」という八十八ケ所巡りには多くの方が来島します。また、海水浴やサイクリングなど、観光・レジャーの島としても脚光を浴びているほか、近年は、移住されてくる方も増え、空き家を活用した宿泊施設や飲食店、観光案内所がオープンするなど新たな賑わいが生まれています。

●忽那諸島のＰＲ動画●

①里島ディスカバリー
https：//www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/chiikishinko/ritoudouga.html

②忽那諸島“里島”グラフィティ本編～
https：//www.youtube.com/watch?v=g4dtaWMAy9g

３　職務内容

【ミッション提案型】

次の(1)から(3)の業務のほか、忽那諸島の関係人口や交流人口の創出・拡大に向けて「自分ならできること」及び「自分がやってみたいこと」を応募時に提案（採用試験申込書に記載）していただき、それを精査・調整した上で、ミッションとして取り組んでいただきます。

(1) 関係団体との連携による地域協力活動及び市が実施する各種イベント補助
(2) 地域が抱える課題を個性や魅力に変え、ＳＮＳ等を活用して情報発信
(3) 島内の案内や、お試し移住施設「ハイムインゼルごごしま」管理運営など、市が取り組む移住・定住事業のサポート

●ミッション提案の例●

・忽那諸島の観光資源を活用した交流人口の増加促進
・忽那諸島の農林水産物等の食材を使った商品開発、飲食店開業
・忽那諸島の空き家の利用促進
・地域農業の活性化に向けた支援・啓発活動

など

４　受験資格

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす者

(1) ３大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域や離島振興地域等の条件不利地域は除く。）に住所を有し（住民票があり）、地域おこし協力隊員として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者

※地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、松山市まちづくり推進課にお問合せください。

＜ 総務省ＨＰ（地域要件）https://www.soumu.go.jp/main_content/000862229.pdf
（地域要件確認表）https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf ＞

(2) 地域住民とコミュニケーションをとり、地域の活性化につながる事業に積極的・計画的に取り組むことができる者
(3) 地域おこし協力隊の任用期間終了後、活動地域に定住する意欲がある者
(4) 土曜日、日曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者
(5) 普通自動車運転免許を有する者
(6) パソコンの基本操作（Word、PowerPoint による文書作成及び Excel による表計算等）ができる者
(7) インターネットの基本操作（ＳＮＳによる情報発信等）ができる者
(8) 次のアからオまでに該当しない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
オ　平成１１年改正前の民法（明治２９年法律第８９号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

５　試験日時、試験会場及び合格発表

科目	試験日時	試験会場	合格発表
書類選考 **（１次試験）**			令和７年１２月下旬（予定）に申込者全員に合否を通知します。
口述試験 **（２次試験）**	**令和８年１月中旬** **（予定）**	松山市役所 （松山市二番町四丁目７番地２）	令和８年２月上旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。

（注）口述試験の前日には、興居島島内の視察及び島民との意見交換を予定しています。（１泊２日開催）
（注）口述試験の際に、次の書類を提出する必要があります。
(1)住民票抄本（世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したものでも可）
(2)運転免許証のコピー（裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要）

６　試験の方法

科目	内容	時間
書類選考（１次試験）	提出いただいた採用試験申込書（提案内容等）に基づき選考	
口述試験（２次試験）	主として人物についての個別面接（前日に興居島の視察等を予定）	約２０分

７　申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	**令和７年７月１４日（月）　～　令和７年１２月１２日（金）２４時**
郵送申込み	**令和７年７月１４日（月）　～　令和７年１２月１２日（金）（消印有効）**

８　申込方法

申込方法は、**インターネット申込み**と**郵送申込み（まちづくり推進課に直接提出可）**の２種類の方法があります。
いずれかの方法で申し込んでください。

＜インターネット申込み＞

(1) 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。以下のＵＲＬ又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。
(2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、**「顔写真のデータ」**を添付し、送信してください。
(3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
(4) 申込受付期間終了後、**書類選考（１次試験）の結果を本人に通知します。令和７年１２月２６日（金）までに、受験案内が届かない場合は、まちづくり推進課（０８９－９４８―６８１６）に御連絡ください。**
（注）申込受付期間中は２４時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

〇松山市ホームページはこちら

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/sonohoka/r8kyouryokutai.html

〇申込フォームはこちら

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8281

＜郵送申込み＞

(1) 上記の松山市ホームページから**採用試験申込書**を印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前６箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。

(2) 採用試験申込書を**まちづくり推進課**に**直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「地域おこし協力隊員申込み」と朱書きしてください。）で郵送してください。

(3) 受付期間終了後、書類選考（１次試験）の結果を送付します。**令和７年１２月２６日（金）までに、結果が届かない場合は、まちづくり推進課（０８９－９４８―６８１６）まで御連絡ください。**

９　採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和８年４月１日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までです。

１０　勤務条件

(1) 勤務時間等　午前８時３０分から午後４時３０分まで（休憩１時間を含む。）の１日７時間勤務となります。

(2) 勤務形態　４週単位の変形労働時間制（４週８休制）

(3) 休日　祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

(4) 有給休暇　年次休暇、療養休暇、特別休暇

(5) 給与等　松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月２１日です。

基本報酬	その他報酬等
月額２０５，７５５円（令和７年７月１日現在）	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等に相当する報酬等

備考　昇給はありません。

(6) 任用期間　令和９年３月３１日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和１１年３月３１日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

（注）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

（注）療養休暇又は休職により４月１日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(7) 条件付採用　採用後１箇月間（採用後１箇月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、採用後の勤務日数が１５日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(8) 保険等　健康保険（愛媛県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度

(9) 兼業　業務に支障のない範囲内で、任用期間終了後の定住・起業を見据えた兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。

(10) その他

・任用期間中の住居は、松山市が用意します（１LDK 程度の一軒家を無償貸与する予定)。ただし、入居に伴う費用、生活用備品、光熱水費、通信費等は自己負担になります。

・業務に使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。

・業務に要する経費（研修等参加のための旅費、消耗品費）は、予算の範囲内で松山市が負担します。

（注）上記の勤務条件は変更される場合があります。

１１　注意事項

(1) 原則として、この試験で提出された書類等は返却できません。

(2) 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。

(3) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(4) 申込みに係る経費は申込者の負担となります。

(5) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利ですので、自家用車の持込をお勧めします。

(6) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までにまちづくり推進課に問い合わせてください。

＜提出先及び問合せ先＞

〒７９０－８５７１　松山市二番町四丁目７番地２

松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

電話　０８９－６４８－６８１６